

送乙第三一九一號

陸軍平時編制中左ノ通改正セララル

明治三十年九月二十七日

陸軍大臣 子爵高島鞆之助

第十條中「二憲兵隊七隊附表第三十一號」ヲ「二憲兵隊十隊附表第三十一號^{其一}」ニ改メ「三臺灣憲兵隊一隊附表第三十二號」ノ十五字ヲ削リ「第一ヨリ第七」ヲ「第一ヨリ第十」ニ改ム
附表第三十一號號數ノ下ニ「其一」ノ二字ヲ加ヘ同表ノ次ニ別表第三十一號^{其二}ヲ加フ

陸軍省

1585

憲兵隊編制表

階級	第 八 隊		第 九 隊		第 十 隊		合 計
	本 部	分 隊	本 部	分 隊	本 部	分 隊	
大 佐	1	1	1	1	1	1	4
中 佐	1	1	1	1	1	1	4
大 尉	1	1	1	1	1	1	4
中 尉	1	1	1	1	1	1	4
少 尉	1	1	1	1	1	1	4
曹 長	1	1	1	1	1	1	4
副 曹 長	1	1	1	1	1	1	4
書 記	1	1	1	1	1	1	4
上 等 兵	10	10	10	10	10	10	40
隊 長	1	1	1	1	1	1	4
工 務 長	1	1	1	1	1	1	4
下 等 兵	10	10	10	10	10	10	40
計	20	20	20	20	20	20	80

考 備

(一) 當分ノ内上等伍長タル曹長及曹長ヲ以テ充ツヘキ伍長ハ曹長タル伍長若クハ軍曹ヲ以テ其職ニ充ツルコトヲ得(二) 當分ノ内軍吏部下士、蹄鐵工(下)長、看護長ハ雇員ヲ以テ充ツルコトヲ得(三) 本表ノ外各本部ニ鞍工、銃工、蹄鐵工、靴工各三名宛各分隊ニ看護人一名宛備人ヲ以テ之ヲ附ス(四) 本表ノ外當分ノ内各本部ニ二名各分隊ニ四名宛通譯(雇員)ヲ附ス(五) 本表ノ外各本部ニ炊夫三名各分隊ニ炊夫十二名宛ヲ附シ准士官、下士、上等兵ノ乘馬ニハ馬四二頭ニ付雇馬丁一名ヲ附ス(六) 本表中一等軍醫ハ本部所在地ノ分隊ニ限リ之ヲ置キ本部ノ醫務ヲ兼掌セシム